

知事の退職手当の特例に関する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第四十八号

知事の退職手当の特例に関する条例

知事等の退職手当に関する条例（昭和五十六年徳島県条例第二十二号）第二条の規定にかかわらず、令和五年五月十八日において知事であった者には、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。